

地域からの信頼維持に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に取組みます。

一関信用金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域のお客様の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことが、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識しております。

よって適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能に加え、コンサルティング機能を積極的に発揮していくため、『金融円滑化に係る基本方針』に則り、地域金融の円滑化に真摯に取組んでまいります。

【金融円滑化に係る基本方針】

- ① お客様の与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、貸付条件の変更等）のお申込みに対しては、お客様の実態把握と資金使途、返済能力等の検討を十分行い、適切な審査をおこなってまいります。
- ② 『経営者保証に関するガイドライン』（※）の趣旨を踏まえて、経営者等の個人保証に依存しないお借入の一層の促進をはかるとともに、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理等をする場合は、本ガイドラインを尊重し、誠実に対応するよう努めてまいります。
- ③ お客様の要請に基づく、経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する適切な支援を行うとともに、支援を行ったお客様に対する継続的なモニタリングを行ってまいります。
- ④ お客様の与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、貸付条件の変更等）のお申込み、および謝絶の際の説明については、お客様の知識、経験やこれまでの取引関係等を踏まえ、適切かつ十分に行います。
- ⑤ お客様からの与信取引に係るお問い合わせ、ご要望及び苦情相談には、真摯な姿勢で適切に対応いたします。
- ⑥ その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要な施策を適切に行ってまいります。

※経営者等による個人保証に関する合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会と日本商工会議所が共同事務局）より公表されています。

【金融円滑化を図るための体制整備】

当金庫は、上記の取組を適切に実施するため、必要な体制整備をおこなっております。

- ① 金融円滑化推進管理部署の設置
金融の円滑化を図るための管理体制の実効性を確保するため、法人営業部を『主管部署』に定め金融円滑化の推進管理を図ってまいります。『主管部署』は金融円滑化管理の状況に関する報告や調査結果に基づき、関連部署や営業店のモニタリングを行い金融円滑化への取組みについて分析、検討を行ってまいります。
- ② 金融円滑化管理責任者の配置
適切な金融円滑化を図り、その実効性を確保するため金融円滑化推進管理の主管部署である法人営業部の担当理事を『金融円滑化管理責任者』に任命しております。
『金融円滑化管理責任者』は、適切な金融円滑化を図るための必要な体制整備を行い、取組み状況等の分析、調査結果をもとに、随時関連部署や営業店と連携しお客様保護を図るための取組みを行います。
- ③ 金融円滑化に関するご相談窓口の設置
当金庫の各営業店では、金融の円滑化を図るため『金融円滑化相談窓口』を設置し、各営業店長を責任者として任命し、お客様のお問い合わせ、ご要望、または苦情相談等に対し真摯に対応させていただき体制を整えております。また主管部署である、本部融資部においても、金融円滑化に関するご意見・苦情等のお申出に真摯に対応させていただき体制を整えております。
- ④ コンサルティング機能の発揮を支えるノウハウの蓄積・人材の育成
コンサルティング機能の発揮を支えるための金融手法や知識等のノウハウを持つ人材の育成に努めるとともに、そうしたノウハウについて金庫全体で共有化を図るための取組みを行って参ります。

【他の金融機関等との緊密な連携】

当金庫は、複数の金融機関からお借入をされているお客様から、貸付の条件変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じた際には、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認、照会を行うなど、緊密な連携を図りながら、地域金融の円滑化に努めてまいります。

貸付条件の変更等の実施状況

【中小企業のお客様向けの貸付債権】

〔単位：百万円〕

| | 平成28年 3月末 | 平成28年 9月末 | 平成29年 3月末 | 平成29年 9月末 | 平成30年 3月末 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 | 14,460 | 15,188 | 15,610 | 16,417 | 17,040 |
| うち、実行に係る貸付債権の額 | 12,720 | 13,382 | 13,853 | 14,608 | 15,283 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額 | 1,463 | 1,463 | 1,463 | 1,463 | 1,463 |
| うち、審査中の貸付債権の額 | 0 | 48 | 0 | 52 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の額 | 276 | 293 | 293 | 293 | 293 |

【中小企業のお客様向けの貸付債権】

〔単位：件〕

| | 平成28年 3月末 | 平成28年 9月末 | 平成29年 3月末 | 平成29年 9月末 | 平成30年 3月末 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 987 | 1,060 | 1,105 | 1,183 | 1,223 |
| うち、実行に係る貸付債権の数 | 906 | 977 | 1,023 | 1,098 | 1,141 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数 | 59 | 59 | 59 | 59 | 59 |
| うち、審査中の貸付債権の数 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の数 | 22 | 23 | 23 | 23 | 23 |

【住宅資金お借入のお客様向けの貸付債権】

〔単位：百万円〕

| | 平成28年 3月末 | 平成28年 9月末 | 平成29年 3月末 | 平成29年 9月末 | 平成30年 3月末 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 | 1,172 | 1,189 | 1,201 | 1,249 | 1,249 |
| うち、実行に係る貸付債権の額 | 1,074 | 1,091 | 1,098 | 1,146 | 1,146 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額 | 33 | 33 | 38 | 38 | 38 |
| うち、審査中の貸付債権の額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の額 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |

【住宅資金お借入のお客様向けの貸付債権】

〔単位：件〕

| | 平成28年 3月末 | 平成28年 9月末 | 平成29年 3月末 | 平成29年 9月末 | 平成30年 3月末 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 110 | 111 | 113 | 115 | 115 |
| うち、実行に係る貸付債権の数 | 98 | 99 | 100 | 102 | 102 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| うち、審査中の貸付債権の数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権の数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

※ 各月末の数値は平成21年12月4日から当該月末までの累積実績です。
上記計数は、債権ベースで集計しております。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|--------|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 12件 | 10件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 0.94% | 0.85% |
| 保証契約を解除した件数 | 11件 | 23件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り) | 0件 | 0件 |